

第3期青森市子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月



青森市

目 次

第1章 総論	1
第1 計画策定の背景・趣旨	2
第2 計画の期間	2
第3 子ども・子育て支援事業計画の対象事業	3
第4 計画の達成状況の点検及び評価並びに計画の見直し	4
第2章 各論	5
第1 教育・保育提供区域の設定	6
1 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容	6
2 各教育・保育提供区域の状況	8
第2 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施と量の見込みの算出方法	9
1 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施	9
2 量の見込みの算出	10
第3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・ 保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等	13
1 教育・保育の量の見込み及び確保方策	13
2 認定こども園への移行を促進するための計画で定める数（認定こども園特例枠）	19
3 保育認定の就労時間の下限について	20
第4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施し ようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びそ の実施時期	21
1 利用者支援事業	21
2 時間外保育事業	22
3 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	23
4 子育て短期支援事業	24

5	乳児家庭全戸訪問事業	25
6	養育支援訪問事業	26
7	地域子育て支援拠点事業	27
8-ア	一時預かり事業（幼稚園型）	28
8-イ	一時預かり事業（一般型）	29
9	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	30
10	病児保育事業	31
11	妊婦に対して健康診査を実施する事業	32
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	33
13	子育て世帯訪問支援事業〔新規（令和4年児童福祉法改正関係）〕	34
14	児童育成拠点事業〔新規（令和4年児童福祉法改正関係）〕	34
15	親子関係形成支援事業〔新規（令和4年児童福祉法改正関係）〕	34
16	妊婦等包括相談支援事業〔新規（令和6年子ども・子育て支援法改正関係）〕	35
17	乳児等通園支援事業〔新規（令和6年子ども・子育て支援法改正関係）〕	36
18	産後ケア事業〔新規（令和6年子ども・子育て支援法改正関係）〕	37
第5	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・ 保育の推進に関する体制の確保の内容	38
1	認定こども園の普及に係る基本的考え方等	38
2	幼稚園教諭と保育士等の合同研修に対する支援等	38
3	質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に 係る基本的考え方及びその推進方策	39
4	教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、 幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策	39
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	39

第3章 資料編	41
第1 第3期青森市子ども・子育て支援事業計画の策定過程	42
第2 青森市子ども・子育て会議委員名簿	43
第3 青森市子ども・子育て会議条例	44



第1章 総論

第1 計画策定の背景・趣旨

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法^{※1}」、「認定こども園法の一部を改正する法律^{※2}」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子育て関連3法を整備し、平成27年4月には、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

子ども・子育て支援法第61条第1項において、市町村は国が示す基本方針に即して、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられており、その計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっています。

このたび、令和2年2月に策定した「第2期青森市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終期を迎えることから、令和7年度を始期とする第3期計画を策定します。

第2 計画の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を計画期間とします。

令和									
2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)
第2期計画					第3期計画				
		中間年					中間年		

※1 子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講じた法律。（一部を除き、平成27年4月1日施行）

※2 認定こども園法の一部を改正する法律

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めた法律。（一部を除き、平成27年4月1日施行）

認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設。

第3 子ども・子育て支援事業計画の対象事業

第2期計画においては、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、

- (1) 教育・保育の量の見込み及び確保方策〔3事業〕
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策〔12事業〕
- (3) 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容〔5事業〕

の計20事業について掲載していましたが、令和4年の児童福祉法の一部改正（令和6年4月1日施行）及び令和6年子ども・子育て支援法の一部改正（令和7年4月1日施行）により、計6事業が「地域子ども・子育て支援事業」に追加されたことから、第3期計画においては、これらの量の見込み及び確保方策についても掲載し、計画的に整備していく必要があります。

【第2期子ども・子育て支援事業計画】

区分	事業名等	所管課
(1) 教育・保育の量の見込み及び確保方策	① 1号認定子ども【教育】の量の見込み及び確保方策	子育て
	② 2号認定子ども【保育】の量の見込み及び確保方策	子育て
	③ 3号認定子ども【保育】の量の見込み及び確保方策	子育て
(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	① 利用者支援事業	はぐくみ
	② 時間外保育事業	子育て
	③ 放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	子育て
	④ 子育て短期支援事業	—
	⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	はぐくみ
	⑥ 養育支援訪問事業	はぐくみ
	⑦ 地域子育て支援拠点事業	はぐくみ
	⑧ 一時預かり事業	子育て
	⑨ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て
	⑩ 病児保育事業	子育て
	⑪ 妊婦に対して健康診査を実施する事業	はぐくみ
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	子育て
(3) 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	① 認定子ども園の普及に係る基本的考え方等	子育て
	② 幼稚園教諭と保育士等の合同研修に対する支援等	子育て
	③ 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策	子育て
	④ 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策	子育て
	⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	子育て

【追加事業（第3期）】

◆令和4年児童福祉法改正関係

事業名等	所管課
⑬ 子育て世帯訪問支援事業	—
⑭ 児童育成支援拠点事業	—
⑮ 親子関係形成支援事業	—



◆令和6年子ども・子育て支援法改正関係

事業名等	所管課
⑯ 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	はぐくみ
⑰ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	子育て
⑱ 産後ケア事業	はぐくみ

※所管課（主担当）

- ・「子育て」 … 福祉部 子育て支援課
- ・「はぐくみ」 … 保健部 あおもり親子はぐくみプラザ（こども家庭センター）
- ・「—」 … 第2期計画では未実施

第4 計画の達成状況の点検及び評価並びに計画の見直し

この計画の進捗、各施策の取組状況については、こどもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者等で構成する「青森市子ども・子育て会議」に報告し、点検及び評価を行います。

また、国の基本指針において「市町村は、支給認定の状況等を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされていることから、第3期計画期間の中間年に当たる令和9年度に、必要に応じて計画の見直しを検討します。

第2章 各論

第1 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容

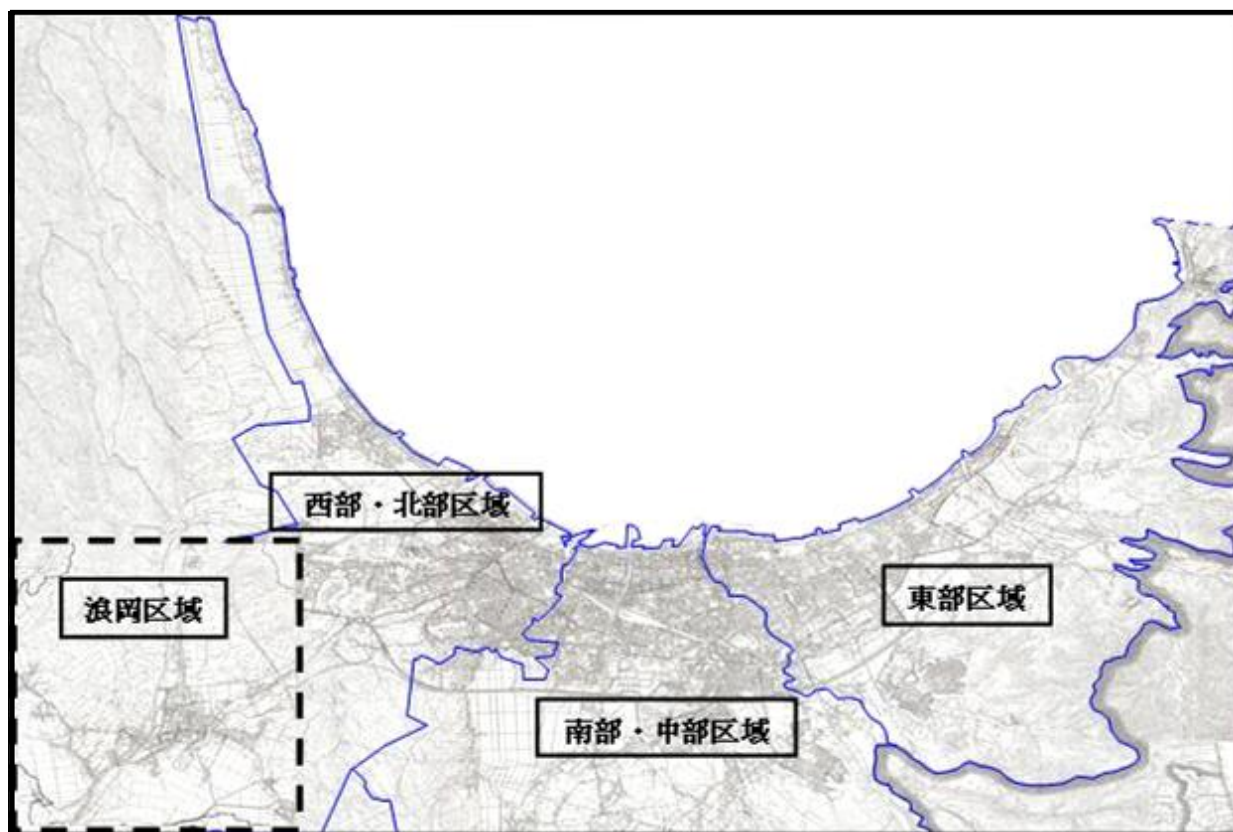
(1) 教育・保育提供区域の設定の趣旨

市町村は、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、量の見込み及び確保方策を設定する区域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、整備状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

(2) 教育・保育提供区域の設定の内容

本市においては、各地域に居住する児童数と各地域に存する施設の定員数のバランスを考慮し、「東部」、「南部・中部」、「西部・北部」及び「浪岡」の4つの区域を教育・保育提供区域として設定します。

<教育・保育提供区域>



令和6年4月1日現在

区域名	区域住所
東部地区	浪打、港町、茶屋町、栄町、合浦、花園、はまなす、けやき、造道、岡造道、東造道、八重田、小柳、古館、松森、佃、中佃、南佃、大字野内、大字久栗坂、大字浅虫、大字宮田、大字馬屋尻、大字三本木、大字滝沢、大字矢田、矢作、本泉、原別、大字原別、大字平新田、大字後薄、大字泉野、大字矢田前、大字八幡林、大字戸崎、大字諏訪沢、大字築木館、大字桑原、虹ヶ丘、浜館、自由ヶ丘、大字戸山、大字沢山、大字駒込、大字浜館、大字田屋敷、大字古館、赤坂、蛭沢、月見野
南部・中部地区	堤町、青柳、橋本、中央、本町、松原、勝田、桂木、緑、青葉、筒井、長島、古川、新町、安方、金沢、旭町、大字筒井、大字浦町、大字浜田、大字幸畑、大字田茂木野、東大野、浜田、桜川、奥野、幸畑、西大野、大字大野（字金沢、字鳴滝を除く）、大字細越、大字安田、大字横内、大字雲谷、大字四ツ石、大字大矢沢、大字野尻、大字合子沢、大字新町野、大字牛館、問屋町、卸町、第二問屋町、妙見、大字高田、大字大谷、大字小館、大字入内、大字野沢、大字荒川、大字八ツ役、大字金浜、大字大別内、大字野木、大字上野
西部・北部地区	柳川、北金沢、千富町、沖館、富田、新田、大字新田、篠田、千刈、久須志、大字大野字金沢、大字大野字鳴滝、石江、西滝、里見、浪館前田、大字西滝、大字三内、大字浪館、大字岩渡、大字孫内、大字新城、大字岡町、大字石江、大字戸門、大字鶴ヶ坂、三好、大字油川、大字羽白、大字西田沢、大字飛鳥、大字瀬戸子、大字奥内、大字前田、大字清水、大字内真部、大字四戸橋、大字後湯、大字六枚橋、大字小橋、大字左堰
浪岡地区	大字浪岡、大字五本松、大字王余魚沢、大字女鹿沢、大字下十川、大字増館、大字樽沢、大字銀、大字郷山前、大字吉野田、大字下石川、大字杉沢、福田、大字高屋敷、大字徳才子、大字大釈迦、大字長沼、大字北中野、大字吉内、大字本郷、大字相沢、大字細野

2 各教育・保育提供区域の状況

(1) 就学前の児童に係る入所（園）状況

令和6年4月1日現在

	就学前の児童数（0 - 5 歳児） （人） A	入所（園）中の児童数 （人） B	入所（園）中の児童数の割合 （%） B/A	教育・保育施設 ^{※1} 等の数 （箇所）
東部地区	2,059	1,366	66.3%	30
南部・中部地区	3,228	2,979	92.3%	53
西部・北部地区	2,859	2,323	81.3%	42
浪岡地区	552	497	90.0%	11
合計	8,698	7,165	82.4%	136

(2) 施設類型別の入所（園）状況と施設の設置状況

	認定こども園				幼稚園		保育所	
	1号 ^{※2} 児童数（人）	2・3号 ^{※3、※4} 児童数（人）	児童数計 （人）	施設数 （箇所）	1号 児童数（人）	施設数 （箇所）	2・3号 児童数（人）	施設数 （箇所）
東部地区	91	250	341	5	129	5	802	14
南部・中部地区	392	1,280	1,672	19	99	5	1,108	19
西部・北部地区	185	1,000	1,185	15	82	2	922	17
浪岡地区	77	401	478	10	0	0	0	0
合計	745	2,931	3,676	49	310	12	2,832	50

	地域型保育事業		認可外保育施設 ^{※2、※3}	
	2・3号 児童数（人）	施設数 （箇所）	児童数計 （人）	施設数 （箇所）
東部地区	27	2	67	4
南部・中部地区	21	2	79	8
西部・北部地区	57	4	77	4
浪岡地区	0	0	19	1
合計	105	8	242	17

※1 教育・保育施設

認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業

※2 1号（1号認定子ども）

満3歳以上の就学前の子どもであって、幼児教育のみを受ける子ども

※3 2号（2号認定子ども）

満3歳以上の就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども

※4 3号（3号認定子ども）

満3歳未満の保育を必要とする子ども

※5 認可外保育施設

児童福祉法に基づく認可を受けずに設置した子どもを預かる施設

※6 認可外保育施設の児童数及び施設数

令和6年6月1日現在の数値

第2 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施と量の見込みの算出方法

1 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

(1) 目的

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を推計するため、保護者の「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等の把握を目的としたアンケート調査（ニーズ調査）を、就学前の子ども及び小学生の保護者を対象として実施しました。

(2) 実施状況

ア 調査期間

令和5年12月11日から令和6年1月10日まで

イ 実施方法

対象年齢の子どもがいる世帯へのアンケート調査（抽出調査）

ウ 回収状況

調査対象	対象数	回答数	回収率
就学前の子どもの保護者	2,500 世帯	1,155 世帯	46.2%
小学生の保護者	2,500 世帯	1,212 世帯	48.5%
合 計	5,000 世帯	2,367 世帯	47.3%

※令和6年1月31日までの回収分を有効回答とした。

2 量の見込みの算出

(1) 量の見込みの算定の考え方

「量の見込み」については、国の『第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』において、ニーズ調査をもとに、父母の有無や父母の就労状況等から家庭類型・潜在的家庭類型を算出し、量の見込みを算出する標準的な算出方法が示されています。

【国が示す「量の見込み」の算出イメージ】

$$\boxed{\text{量の見込み}} = \boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{利用意向率}}$$

家庭類型別・潜在的家庭類型別

(2) 推計人口の設定

「量の見込み」については、各サービスの利用意向率等と年齢ごとの推計児童数を掛け合わせて算出するため、本市全体の推計人口を設定する必要があります。

① 0歳人口（出生数）について

⇒ 子ども女性比（0歳人口÷20～44歳人口）※1により推計

$$\boxed{\text{女性人口（推計値）}} \times \boxed{\text{子ども女性比（R6年度実績）}}$$

② 1歳以上人口について

⇒ コーホート変化率※2により推計

$$\boxed{\text{【基準人口】}} \times \boxed{\text{【変化率】}}$$

前年3月31日時点の男女別N歳人口
前々年3月31日時点の男女別(N-1)歳人口

※直近3か年平均（R4～R6年度）

【推計人口（児童数）】

（単位：人）

区分	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	1,217	1,182	1,140	1,104	1,068	1,034
1歳	1,331	1,234	1,239	1,202	1,161	1,142
2歳	1,429	1,328	1,231	1,236	1,199	1,158
3歳	1,439	1,427	1,326	1,229	1,234	1,197
4歳	1,565	1,435	1,424	1,323	1,226	1,231
5歳	1,717	1,562	1,432	1,422	1,320	1,223
6歳	1,763	1,716	1,561	1,431	1,421	1,320
7歳	1,834	1,762	1,715	1,560	1,431	1,420
8歳	1,993	1,833	1,762	1,715	1,560	1,431
9歳	1,947	1,993	1,833	1,762	1,715	1,560
10歳	1,968	1,942	1,988	1,829	1,758	1,711
11歳	1,990	1,960	1,935	1,980	1,822	1,751
合計	20,193	19,374	18,586	17,793	16,915	16,178

※1 子ども女性比

20～44歳の女性の人数を母数とし、当該女性の集団が1年間で出産した人数の割合のこと。第3期計画においては、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」で示された定義により推計した。（R6年度実績：男児0.020、女児0.020）

※2 コーホート変化率法

過去における実績人口の動勢から「変化率」をもとめ、それに基づき将来人口を推計する方法。（コーホート＝同じ年に生まれた人たちのこと）

(3) ニーズ調査結果に基づく量の見込みと利用実績の比較

国の手引きを踏まえ、ニーズ調査結果を基に量の見込みを算出したところ、事業によっては次のとおり利用実績と乖離した結果となりました。

ア 教育・保育に係る量の見込みと利用実績の比較

	ニーズ調査結果に 基づく量の見込み (R7年度) A	利用実績 (R6年4月1日 現在の入所者数) B	量の見込みと利用 実績の比較(乖離) A/B-100%
1号認定子ども	547人	1,055人	△48.2%
2号認定子ども	3,805人	3,484人	+9.2%
3号認定子ども	2,818人	2,384人	+18.2%

イ 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと利用実績の比較

	ニーズ調査結果に 基づく量の見込み (R7年度) A	利用実績 (R5年度) B	量の見込みと利用 実績の比較(乖離) A/B-100%
①利用者支援事業	※ ー	1箇所	ー
②時間外保育事業	1,160人	1,511人	▲23.2%
③放課後児童健全育成事業	4,833人	3,291人	+46.9%
低学年による利用	2,957人	2,488人	+18.9%
高学年による利用	1,876人	803人	+133.6%
④子育て短期支援事業	3,814人	ー	ー
⑤乳児家庭全戸訪問事業	※ ー	1,248人	ー
⑥養育支援訪問事業	※ ー	156人	ー
⑦地域子育て支援拠点事業	47,823人	45,145人	+5.9%
⑧一時預かり事業	70,560人	91,124人	▲22.6%
⑨子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	56,795人	1,345人	4122.7%
⑩病児保育事業	58,658人	868人	6657.8%
⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業	※ ー	1,228人	ー
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	※ ー	0人	ー

※「ー」：ニーズ調査結果によらず、実績等から量の見込みを算出することになっている事業

(4) 量の見込みの設定

ニーズ調査の結果により算出される数値を、そのまま「量の見込み」とすると、過大又は過小なニーズ量が算出される傾向があるため、第3期計画においては、現状分析（第2期計画期間中の実績や推移）を踏まえた「量の見込み」を設定します。

国の手引きにおいても、ニーズ調査を踏まえた標準的な「量の見込み」の算出方法を示す一方で、「地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない」「(過去の実績値による)トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること」とされています。

ア 教育・保育に係る量の見込み

	ニーズ調査結果に基づく量の見込み (R7年度)	利用実績 (R6年4月1日 現在の入所者数)	現状分析を踏まえた量の見込み (R7年度)
1号認定子ども	547人	1,055人	942人
2号認定子ども	3,805人	3,484人	3,313人
3号認定子ども	2,818人	2,384人	2,278人

イ 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み

	ニーズ調査結果に基づく量の見込み (R7年度)	利用実績 (R5年度)	現状分析を踏まえた量の見込み (R7年度)
①利用者支援事業	※ ー	1箇所	1箇所
②時間外保育事業	1,160人	1,511人	1,466人
③放課後児童健全育成事業	4,833人	3,291人	3,603人
低学年による利用	2,957人	2,488人	2,580人
高学年による利用	1,876人	803人	1,023人
④子育て短期支援事業	3,814人	ー	70人
⑤乳児家庭全戸訪問事業	※ ー	1,248人	1,072人
⑥養育支援訪問事業	※ ー	156人	156人
⑦地域子育て支援拠点事業	47,823人	45,145人	63,455人
⑧一時預かり事業	70,560人	91,124人	72,854人
⑨子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	56,795人	1,345人	1,605人
⑩病児保育事業	58,658人	868人	983人
⑪妊婦に対して健康診査を実施する事業	※ ー	1,228人	1,178人
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	※ ー	0人	26人

※令和8年度から令和11年度までの量の見込みについては各事業のページに記載

第3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

1 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1)「量の見込み」の考え方

令和2年度～令和6年度の認定率（各4月1日現在の0～5歳児童数に対する1号～3号認定率の割合）に、同期間の平均増減率を加え、令和7年度以降の推計児童数を乗じて見込みました。

なお、3号認定子どものうち2歳児については、令和6年10月から開始した2歳児クラス全額公費負担の影響を鑑み、平均増減率に+1%加えて見込んでいます。

(2)「供給量（確保方策）」の考え方

令和7年度から11年度における量の見込みと令和6年4月1日現在の利用定員を比較すると、市全域において教育・保育の総量が充足しています。

今後の供給量の確保にあたっては、就学前の子どもが減少していく見込みであることや既に事業を実施している事業者を活用することにより、多様なニーズに応じた質の高い保育サービスを提供することが期待できること等を踏まえ、以下の方法により供給量を確保していきます。

①既存施設・事業者の活用
原則として新たな教育・保育施設等の新規認可等によらず、既存施設・事業者を活用して供給量を確保します。
②既存幼稚園・認可保育所から認定こども園への移行
既存の幼稚園及び認可保育所が認定こども園に移行することについては、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、原則として認可・認定することとします。 そのために必要な範囲で需給調整の特例措置を講じることとし、本計画に「認定こども園特例枠」として所要の上乗せ量を定めます。
③既存認可外保育施設から認可施設（地域型保育事業）への移行
既存の認可外保育施設が認可施設（地域型保育事業）に移行することについては、子どもたちの安全の確保が最優先であることを踏まえ、認可外保育施設の質の確保・向上を図る観点から教育・保育提供区域ごとの需給状況等を勘案し、必要な範囲内で認めます。
④施設整備
老朽化した既存施設を更新し、より安全で安心な教育・保育環境を確保します。

(3) 量の見込み及び確保方策

【全域】

◇第2期計画の実績

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1 市街地中心部	入所児童数 ①※1	1,535		1,400		1,288		1,192		1,055	
	利用定員 ②※2	2,238		2,140		2,023		1,790		1,640	
	特定教育・保育施設	2,238		2,140		2,023		1,790		1,640	
	過不足 (②-①)	703		740		735		598		585	
2 市街地周辺部	入所児童数 ③※1	3,986		3,976		3,845		3,703		3,484	
	利用定員 ④※2	3,984		3,941		3,919		3,890		3,750	
	特定教育・保育施設	3,984		3,941		3,919		3,890		3,750	
	過不足 (④-③)	▲ 2		▲ 35		74		187		266	
3 市街地外縁部	年齢	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	入所児童数 ⑤※1	458	2,329	385	2,266	381	2,167	365	2,103	300	2,084
	利用定員 ⑥※2	936	2,363	924	2,352	867	2,295	860	2,256	830	2,204
	特定教育・保育施設	897	2,259	885	2,248	828	2,191	821	2,152	791	2,100
	地域型保育事業	39	104	39	104	39	104	39	104	39	104
	過不足 (⑥-⑤)	478	34	539	86	486	128	495	153	530	120

※1 入所児童数

各年4月1日現在の入所児童数。

※2 利用定員

各年4月1日現在の利用定員。

◆第3期計画の量の見込み

(単位：人)

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
1 市街地中心部	量の見込み ①	942			840			756			679			614		
	供給量(確保方策) ②※3	1,442			1,279			1,143			1,020			915		
	特定教育・保育施設	1,442			1,279			1,143			1,020			915		
	過不足 (②-①)	500			439			387			341			301		
2 市街地周辺部	量の見込み ③	3,313			3,181			3,065			2,957			2,897		
	供給量(確保方策) ④※3	3,553			3,411			3,286			3,170			3,105		
	特定教育・保育施設	3,553			3,411			3,286			3,170			3,105		
	過不足 (④-③)	240			230			221			213			208		
3 市街地外縁部	年齢	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
	量の見込み ⑤	278	938	1,062	254	971	1,018	233	971	1,055	213	965	1,057	195	977	1,052
	供給量(確保方策) ⑥※3	761	991	1,119	687	1,026	1,071	622	1,026	1,109	561	1,020	1,110	506	1,032	1,104
	特定教育・保育施設	724	944	1,067	653	977	1,020	590	978	1,056	532	972	1,057	479	983	1,052
	地域型保育事業	37	47	52	34	49	51	32	48	53	29	48	53	27	49	52
	過不足 (⑥-⑤)	483	53	57	433	55	53	389	55	54	348	55	53	311	55	52

注：【全域】の号別「供給量(確保方策)」の数値は、各地区の合計値

※3 供給量(確保方策)

【算出方法】

第3期計画の「供給量(確保方策)(利用定員)」は、「量の見込み(入所児童数)」の増減と連動するよう設定しました

⇒ 前年度定員数 × 利用数の対前年度増減率 + 新設・閉園(R6.12.1時点)に伴う加減補正

◇第2期計画の実績

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1市	入所児童数 ①	340		311		277		252		220	
	利用定員 ②	543		488		458		403		341	
	特定教育・保育施設	543		488		458		403		341	
	過不足 (②-①)	203		177		181		151		121	
2市	入所児童数 ③	810		763		731		667		637	
	利用定員 ④	770		744		744		725		678	
	特定教育・保育施設	770		744		744		725		678	
	過不足 (④-③)	▲ 40		▲ 19		13		58		41	
3市	年齢	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	入所児童数 ⑤	90	413	78	417	75	402	72	385	52	390
	利用定員 ⑥	173	441	172	438	170	430	169	427	157	415
	特定教育・保育施設	165	413	164	410	162	402	161	399	149	387
	地域型保育事業	8	28	8	28	8	28	8	28	8	28
	過不足 (⑥-⑤)	83	28	94	21	95	28	97	42	105	25

(単位:人)

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
0歳児	量の見込み ①	194			169			149			131			115		
	供給量（確保方策）②※1	301			262			231			203			178		
	特定教育・保育施設	301			262			231			203			178		
	過不足（②-①）	107			93			82			72			63		
2歳児	量の見込み ③	595			559			527			496			475		
	供給量（確保方策）④※1	620			582			549			517			495		
	特定教育・保育施設	620			582			549			517			495		
	過不足（④-③）	25			23			22			21			20		
3歳児	年齢	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
	量の見込み ⑤	47	186	197	41	195	191	36	198	201	31	198	204	26	202	206
	供給量（確保方策）⑥※1	140	188	215	122	197	208	107	200	219	92	200	222	77	204	224
	特定教育・保育施設	131	175	201	114	184	194	100	187	204	86	187	207	72	190	209
	地域型保育事業	9	13	14	8	13	14	7	13	15	6	13	15	5	14	15
	過不足（⑥-⑤）	93	2	18	81	2	17	71	2	18	61	2	18	51	2	18

【南部・中部地区】

◇第2期計画の実績

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1 市町村別	入所児童数 ①	650		602		567		546		491	
	利用定員 ②	920		880		840		730		707	
	特定教育・保育施設	920		880		840		730		707	
	過不足 (②-①)	270		278		273		184		216	
2 市町村別	入所児童数 ③	1,622		1,595		1,583		1,518		1,428	
	利用定員 ④	1,661		1,661		1,652		1,651		1,559	
	特定教育・保育施設	1,661		1,661		1,652		1,651		1,559	
	過不足 (④-③)	39		66		69		133		131	
3 市町村別	年齢	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	入所児童数 ⑤	191	985	151	964	155	880	144	876	113	868
	利用定員 ⑥	403	976	396	977	345	947	339	922	327	892
	特定教育・保育施設	394	947	387	948	336	918	330	893	318	863
	地域型保育事業	9	29	9	29	9	29	9	29	9	29
	過不足 (⑥-⑤)	212	▲9	245	13	190	67	195	46	214	24

◆第3期計画の量の見込み

(単位：人)

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
1 市町村別	量の見込み ①	456			421			394			367			346		
	供給量(確保方策) ② ^{※1}	642			593			555			517			487		
	特定教育・保育施設	642			593			555			517			487		
	過不足 (②-①)	186			172			161			150			141		
2 市町村別	量の見込み ③	1,379			1,331			1,291			1,249			1,229		
	供給量(確保方策) ④ ^{※1}	1,506			1,454			1,410			1,364			1,342		
	特定教育・保育施設	1,506			1,454			1,410			1,364			1,342		
	過不足 (④-③)	127			123			119			115			113		
3 市町村別	年齢	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
	量の見込み ⑤	103	375	467	91	385	453	81	379	473	71	373	479	62	374	480
	供給量(確保方策) ⑥ ^{※1}	298	401	464	263	412	450	234	406	470	205	400	476	179	401	477
	特定教育・保育施設	288	388	449	254	398	435	226	393	454	198	387	460	173	388	461
	地域型保育事業	10	13	15	9	14	15	8	13	16	7	13	16	6	13	16
	過不足 (⑥-⑤)	195	26	▲3	172	27	▲3	153	27	▲3	134	27	▲3	117	27	▲3

【西部・北部地区】

◇第2期計画の実績

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1 市	入所児童数 ①	486		423		368		326		267	
	利用定員 ②	667		664		619		541		476	
	特定教育・保育施設	667		664		619		541		476	
	過不足 (②-①)	181		241		251		215		209	
2 市	入所児童数 ③	1,285		1,344		1,292		1,280		1,193	
	利用定員 ④	1,235		1,221		1,220		1,228		1,230	
	特定教育・保育施設	1,235		1,221		1,220		1,228		1,230	
	過不足 (④-③)	▲ 50		▲ 123		▲ 72		▲ 52		37	
3 市	年齢	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	入所児童数 ⑤	145	756	131	717	123	716	117	676	120	666
	利用定員 ⑥	286	737	282	735	278	722	281	721	275	715
	特定教育・保育施設	264	690	260	688	256	675	259	674	253	668
	地域型保育事業	22	47	22	47	22	47	22	47	22	47
	過不足 (⑥-⑤)	141	▲ 19	151	18	155	6	164	45	155	49

◆第3期計画の量の見込み

(単位：人)

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
1 市	量の見込み ①	213			170			131			98			67		
	供給量(確保方策) ② ^{※1}	380			303			233			174			119		
	特定教育・保育施設	380			303			233			174			119		
	過不足 (②-①)	167			133			102			76			52		
2 市	量の見込み ③	1,129			1,093			1,059			1,031			1,020		
	供給量(確保方策) ④ ^{※1}	1,164			1,127			1,092			1,063			1,052		
	特定教育・保育施設	1,164			1,127			1,092			1,063			1,052		
	過不足 (④-③)	35			34			33			32			32		
3 市	年齢	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
	量の見込み ⑤	116	301	323	113	312	303	110	314	308	107	314	302	105	319	295
	供給量(確保方策) ⑥ ^{※1}	266	319	351	259	331	329	252	333	334	245	333	327	240	338	319
	特定教育・保育施設	248	298	328	242	309	307	235	311	312	229	311	305	224	316	298
	地域型保育事業	18	21	23	17	22	22	17	22	22	16	22	22	16	22	21
	過不足 (⑥-⑤)	150	18	28	146	19	26	142	19	26	138	19	25	135	19	24

【浪岡地区】

◇第2期計画の実績

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1 ちひやう	入所児童数 ①	59		64		76		68		77	
	利用定員 ②	108		108		106		116		116	
	特定教育・保育施設	108		108		106		116		116	
	過不足 (②-①)	49		44		30		48		39	
2 ちひやう	入所児童数 ③	269		274		239		238		226	
	利用定員 ④	318		315		303		286		283	
	特定教育・保育施設	318		315		303		286		283	
	過不足 (④-③)	49		41		64		48		57	
3 ちひやう	年齢	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	入所児童数 ⑤	32	175	25	168	28	169	32	166	15	160
	利用定員 ⑥	74	209	74	202	74	196	71	186	71	182
	特定教育・保育施設	74	209	74	202	74	196	71	186	71	182
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	過不足 (⑥-⑤)	42	34	49	34	46	27	39	20	56	22

◆第3期計画の量の見込み

(単位：人)

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
1 ちひやう	量の見込み ①	79			80			82			83			86		
	供給量 (確保方策) ② ^{※1}	119			121			124			126			131		
	特定教育・保育施設	119			121			124			126			131		
	過不足 (②-①)	40			41			42			43			45		
2 ちひやう	量の見込み ③	210			198			188			181			173		
	供給量 (確保方策) ④ ^{※1}	263			248			235			226			216		
	特定教育・保育施設	263			248			235			226			216		
	過不足 (④-③)	53			50			47			45			43		
3 ちひやう	年齢	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
	量の見込み ⑤	12	76	75	9	79	71	6	80	73	4	80	72	2	82	71
	供給量 (確保方策) ⑥ ^{※1}	57	83	89	43	86	84	29	87	86	19	87	85	10	89	84
	特定教育・保育施設	57	83	89	43	86	84	29	87	86	19	87	85	10	89	84
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	過不足 (⑥-⑤)	45	7	14	34	7	13	23	7	13	15	7	13	8	7	13

2 認定こども園への移行を促進するための計画で定める数（認定こども園特例枠）

国においては、認定こども園への移行を促進するため、幼稚園や保育所が認定こども園へ移行する場合は、「量の見込み」に「計画で定める数^{※1}」を加えた数に達するまでは、認可・認定しなければならないこととし、市町村においては、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提としつつ、適切な受給状況が確保されるよう、「計画で定める数」を設定することとしています。

本市では、全ての幼稚園や保育所が認定こども園に移行した場合であっても認可できるように、次の表のとおり、各地区における「計画で定める数」を設定します。

（単位：人）

	保育所が認定こども園 に移行する場合	幼稚園が認定こども園に移行する場合	
	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
東部地区	336	195	140
南部・中部地区	456	195	140
西部・北部地区	408	78	56
浪岡地区	0	0	0
計	1,200	468	336

※1 「計画で定める数」の算出方法

・1号認定子ども

令和6年10月1日現在の保育所数×現状の認定こども園の1号認定平均利用定員

・2号認定子ども

令和6年10月1日現在の幼稚園数×現状の認定こども園の2号認定平均利用定員

・3号認定子ども

令和6年10月1日現在の幼稚園数×現状の認定こども園の3号認定平均利用定員

3 保育認定の就労時間の下限について

(1) 保育認定における就労時間の下限について

保育認定については、「保育標準時間」（主にフルタイムの就労を想定）及び「保育短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分があります。

保育認定（保育短時間認定）に当たっての就労時間の下限時間については、1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮し定めることとされています。

(2) 本市の就労時間の下限設定について

本市では子ども・子育て支援新制度が開始した平成27年度以降、就労時間の下限を月60時間に設定し保育認定を行ってきましたが、平成31年度以降待機児童が発生していないこと、また、就労時間の下限時間を引き下げることで、保育の必要性の認定範囲が短時間勤務の家庭の児童まで広がり、子ども・子育て支援の充実につながることから、第3期計画期間中に就労時間の下限設定について検討を行います。

第2期計画	第3期計画
60時間/月	検討

第4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援事業

(1) 事業概要

「基本型」は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等を実施するとともに、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり等を行う事業。

「こども家庭センター型」は、母子保健（旧母子健康包括支援センター）と児童福祉（旧子ども家庭総合支援拠点）の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援と全てのこどもと家庭に対して、虐待への予防的な対応や個々の家庭に応じた切れ目のない支援を行う事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

◇第2期計画の実績

《基本型及び母子保健型》

（単位：箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1	1	1	1	1

◆第3期計画の量の見込み

《基本型及びこども家庭センター型》

（単位：箇所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

実施施設（1箇所）：あおもり親子はぐくみプラザ

(3) 確保方策の考え方

本市では、子育て支援事業と母子保健事業の相談窓口の一体化とワンストップ化を図るため、令和2年4月にあおもり親子はぐくみプラザを開設し、「基本型」及び「母子保健型」を実施してきました。

令和6年4月に、あおもり親子はぐくみプラザを「こども家庭センター」として位置づけたことから、「基本型」及び「こども家庭センター型」を実施することとします。

令和4年児童福祉法改正により設けられた「地域子育て相談機関^{※1}」については、あおもり親子はぐくみプラザをはじめとする8か所の地域子育て支援拠点や市内の教育・保育施設、県で実施している青森県子ども家庭支援センターやLINE相談など、様々な機関や方法で相談対応していることを踏まえ、本計画期間中に、新たな相談機関の必要性について検討します。

※1 「地域子育て相談機関」

住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う機関の整備に努めることとされている機関

2 時間外保育事業

(1) 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園・保育所等において保育を実施する事業（延長保育事業）。

(2) 量の見込み及び確保方策

◇第2期計画の実績

(単位：人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
実績（年間延べ人数）	1,888	1,797	1,625	1,511	1,538
東部地区	364	335	306	273	280
南部・中部地区	770	753	664	629	635
西部・北部地区	614	568	537	492	509
浪岡地区	140	141	118	117	114

◆第3期計画の量の見込み

(単位：人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,466	1,422	1,395	1,361	1,342
東部地区	266	256	250	241	236
南部・中部地区	613	596	586	573	565
西部・北部地区	481	469	461	451	448
浪岡地区	106	101	98	96	93
確保方策	1,466	1,422	1,395	1,361	1,342

(3) 確保方策の考え方

市内のほぼ全ての認定こども園・保育所等において実施しており、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制を確保できるものと考えられることから、各施設に事業の継続を働きかけるなど、引き続き提供体制の維持に努めます。

【算出方法（量の見込み・確保方策）】

令和2年度～令和5年度の平均利用率（2・3号児童数に対する割合）に、令和7年度以降の推計児童数を乗じて、地区ごとに見込みました。

⇒ $\boxed{\text{R2～R5年度の利用率（平均）}} \times \boxed{\text{R7以降以降の推計児童数（2・3号）}}$

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

(1) 事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、近隣の公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

◇第2期計画の実績

(単位：人/月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
実績	3,019	3,058	3,095	3,291	3,448
低学年	2,308	2,301	2,346	2,488	2,541
1年生	869	869	916	970	943
2年生	814	787	810	875	895
3年生	625	645	620	643	703
高学年	711	757	749	803	907
4年生	404	394	412	436	473
5年生	201	242	225	255	282
6年生	106	121	112	112	152

◆第3期計画の量の見込み

(単位：人/月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,603	3,654	3,630	3,633	3,604
低学年	2,580	2,560	2,513	2,492	2,470
1年生	986	944	904	945	908
2年生	875	911	876	840	881
3年生	719	705	733	707	681
高学年	1,023	1,094	1,117	1,141	1,134
4年生	537	548	537	560	541
5年生	306	349	357	350	367
6年生	180	197	223	231	226
確保方策	3,603	3,654	3,630	3,633	3,604

(3) 確保方策の考え方

市内全小学校区に、全学年を対象とした放課後児童会を開設することを基本とします。

また、開設場所は、小学校の余裕教室の活用を基本とし、学校内での場所の確保が困難な場合は、近隣の公共施設や民間施設の借用・民間委託等の活用を検討することで、全ての利用希望者が利用できるよう努めます。

【算出方法（量の見込み・確保方策）】

放課後児童会入会児童数が年々増加していることを踏まえ、1年生はR2～R6年度の増減率を加味した令和6年度の入会率とその推移から、2年生以上も同期間の増減率を加味した令和5年から令和6年度への繰上率とその推移から、小学校区ごとに見込みました。

⇒ 1年生：R6年度の入会率+増減率（平均） × R7以降の児童数見込み（小1）

2年生以上：R5からR6年度への学年繰上率+増減率（平均） × R7以降の児童数見込み（小2～小6）

4 子育て短期支援事業

(1) 事業概要

保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設^{※1}等において必要な養育を行う事業。

(2) 量の見込み

◇第2期計画の実績

(単位：人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績(年間延べ人数)	-	-	-	-	-

※第2期は、事業を実施していない

◆第3期計画の量の見込み

(単位：人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	70	63	63	63	56
確保方策	70	63	63	63	56

(3) 確保方策の考え方

本事業については、全国的な児童虐待の相談対応件数の増加などを背景に令和4年6月に行われた児童福祉法改正(令和6年4月1日施行)と併せ、親子入所を可能にするなど事業内容の拡充が行われました。本市においても一定のニーズが見込まれることから、事業を実施するための提供体制を確保するとともに、本事業の周知に努めます。

【算出方法(量の見込み・確保方策)】

令和6年度の利用率(0～17歳人口に対する利用が望ましい児童の割合)に、令和7年度以降の推計児童数及び必要日数(7日間)を乗じて見込みました。

$$\Rightarrow \boxed{\text{R6年度の利用率}} \times \boxed{\text{R7以降の推計児童数(0～17歳)}} \times \boxed{7\text{日間}}$$

※1 児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

5 乳児家庭全戸訪問事業

(1) 事業概要

原則として、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

◇第2期計画の実績

(単位：人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
実績	1,350	1,309	1,266	1,248	1,104

◆第3期計画の量の見込み

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,072	1,034	1,001	969	938
確保方策	実施体制：保健師、助産師等 実施機関：あおもり親子はぐくみプラザ、健康福祉課				

(3) 確保方策の考え方

現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制を確保できるものと考えており、新生児出生通知書（お誕生カード）を提出しない家庭に対しては電話で家庭訪問の約束をするなど、引き続き全乳児の家庭訪問に努めます。

【算出方法（量の見込み）】

令和2年度～令和5年度の平均訪問実施率（出生数に対する割合）に、令和7年度以降の推計児童数を乗じて見込みました。

$$\Rightarrow \boxed{\text{R2～R5年度の訪問実施率（平均）}} \times \boxed{\text{R7以降の推計人口（0歳）}}$$

6 養育支援訪問事業

(1) 事業概要

要支援児童若しくは要保護児童及びその保護者又は特定妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、訪問等により、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

◇第2期計画の実績

(単位：世帯/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
実績	162	121	152	156	132

◆第3期計画の量の見込み

(単位：世帯/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	156	156	156	156	156
確保方策	実施体制：保育士、保健師等 実施機関：あおもり親子はぐくみプラザ				

(3) 確保方策の考え方

現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制を確保できるものと考えており、引き続き訪問等による養育支援に努めます。

【算出方法（量の見込み）】

第2期中の実績にコロナによる影響があったことから、令和元年と令和5年度実績を比較し、実績値の大きい方を令和7年度以降の見込み量としました。

⇒ R1 実績値：121 世帯 < R5 実績値：156 世帯

7 地域子育て支援拠点事業

(1) 事業概要

乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報の提供、助言その他必要な援助を行う事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

◇第2期計画の実績

(単位：人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
実 績	年間延べ人数	32,376	20,363	27,334	45,145	40,134
	箇所数	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
	東部地区	年間延べ人数	13,323	4,851	11,170	20,029
		箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	南部・中部地区	年間延べ人数	14,803	11,682	12,886	21,135
		箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	西部・北部地区	年間延べ人数	2,893	2,811	2,638	3,632
		箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	浪岡地区	年間延べ人数	1,357	1,019	640	349
		箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

◆第3期計画の量の見込み

(単位：人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	年間延べ人数	63,455	63,455	63,455	63,455	63,455
確保方策	箇所数	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
	東部地区	年間延べ人数	5,494	5,494	5,494	5,494
		箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	南部・中部地区	年間延べ人数	48,173	48,173	48,173	48,173
		箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	西部・北部地区	年間延べ人数	8,037	8,037	8,037	8,037
		箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	浪岡地区	年間延べ人数	1,751	1,751	1,751	1,751
		箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

※実施施設（8箇所）：・あおもり親子はぐくみプラザ〔東部〕 ・つどいの広場「さんぽま」〔南部・中部〕

・地域子育て支援センター（6箇所）

ねむのき保育園〔西部・北部〕、ひまわり保育園〔西部・北部〕、和幸保育園〔南部・中部〕、
佃保育園〔東部〕、あさひ保育園〔東部〕、認定こども園しらゆり保育園〔浪岡〕

(3) 確保方策の考え方

現在の東部地区3箇所、南部・中部地区2箇所、西部・北部地区2箇所、浪岡地区1箇所の実施体制を継続することで、各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保できるものと考えており、引き続き、親子交流の場を開設し、子育てに関する相談、情報の提供、講習など、地域の子育て支援に努めます。

【算出方法（量の見込み）】

第2期中の実績にコロナによる影響があったことから、令和元年と令和5年度実績を比較し、実績値の大きい方を令和7年度以降の見込み量としました。

⇒ R1 実績値：63,455 人日 > R5 実績値：45,145 人日

8-ア 一時預かり事業（幼稚園型）

(1) 事業概要

幼稚園在園児等を対象に、通常の教育時間の前後などに、保護者の要請に応じて児童を預かる事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

◇第2期計画の実績

(単位：人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
実績(年間延べ人数)	94,119	88,725	86,234	87,374	74,890
東部地区	16,627	14,114	11,575	11,440	9,981
南部・中部地区	34,900	34,967	37,233	33,005	29,201
西部・北部地区	26,230	24,590	19,779	23,628	15,908
浪岡地区	16,362	15,054	17,647	19,301	19,800

◆第3期計画の量の見込み

(単位：人日/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	68,926	63,406	59,083	54,952	51,901
東部地区	8,801	7,667	6,760	5,943	5,217
南部・中部地区	27,120	25,038	23,432	21,827	20,578
西部・北部地区	12,691	10,129	7,805	5,839	3,992
浪岡地区	20,314	20,572	21,086	21,343	22,114
確保方策	68,926	63,406	59,083	54,952	51,901

(3) 確保方策の考え方

市内の多くの幼稚園・認定こども園において実施しており、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制を確保できるものと考えられることから、各施設に事業の継続を働きかけるなど、引き続き提供体制の維持に努めます。

【算出方法（量の見込み・確保方策）】

令和2年度～令和5年度の平均利用率（1号児童数に対する割合）に、令和7年度以降の推計児童数を乗じて、地区ごとに見込みました。

$$\Rightarrow \boxed{\text{R2～R5年度の利用率（平均）}} \times \boxed{\text{R7以降の推計児童数（1号）}}$$

8-イ 一時預かり事業（一般型）

(1) 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

◇第2期計画の実績

（単位：人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
実績（年間延べ人数）	5,268	4,524	3,225	3,750	3,928
東部地区	600	732	360	296	250
南部・中部地区	2,705	2,372	1,555	1,157	1,015
西部・北部地区	1,328	964	939	1,835	2,235
浪岡地区	635	456	371	462	428

◆第3期計画の量の見込み

（単位：人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間延べ人数）	3,928	4,219	4,641	5,213	5,962
東部地区	250	211	178	150	127
南部・中部地区	1,015	890	780	684	600
西部・北部地区	2,235	2,722	3,316	4,039	4,920
浪岡地区	428	396	367	340	315
確保方策（年間延べ人数）	3,928	4,219	4,641	5,213	5,962

(3) 確保方策の考え方

一時預かり事業（一般型）について、全ての認定こども園・保育所等がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供体制を確保できることから、各施設に事業の実施を要請するなど、引き続き提供体制の確保に努めます。

【算出方法（量の見込み・確保方策）】

令和2年度～令和5年度の増減率（平均値（増減がある場合）または最大値（減少している場合））に、前年度延べ利用者数を乗じて、地区ごとに見込みました。

⇒ $\boxed{R2\sim R5\text{年度の増減率（平均又は最大）}} \times \boxed{\text{前年度延べ利用者数}}$

9 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(1) 事業概要

乳幼児や小学生の児童をもつ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

◇第2期計画の実績

（単位：人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込）
実績（年間延べ人数）	1,729	2,210	1,719	1,345	1,275
①就学前児童	1,439	1,760	1,474	1,182	1,153
②小学生	228	375	186	47	35
③病児・緊急対応	62	75	59	116	87

◆第3期計画の量の見込み

（単位：人日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績（年間延べ人数）	1,605	1,605	1,605	1,605	1,605
①就学前児童	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182
②小学生	307	307	307	307	307
③病児・緊急対応	116	116	116	116	116

(3) 確保方策の考え方

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、多様なニーズに対応でき、子育てと仕事の両立に役立つなど子育て世帯の負担軽減につながることから、引き続き提供体制の確保に努めます。

【算出方法（量の見込み・確保方策）】

第2期中の実績にコロナによる影響があったことから、令和元年と令和5年度実績を比較し、実績値の大きい方を令和7年度以降の見込み量としました。

⇒ ①就学前児童	R1 実績値：947人日	<	R5 実績値：1,182人日
②小学生	R1 実績値：307人日	>	R5 実績値：47人日
③病児・緊急対応	R1 実績値：85人日	<	R5 実績値：116人日

10 病児保育事業

(1) 事業概要

病児又は病後児を保育所等の専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

◇第2期計画の実績

(単位：人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
実 績	年間延べ人数	360	697	629	868	719
	実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	東部地区	年間延べ人数	150	298	204	275
		実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	南部・ 中部地区	年間延べ人数	142	264	244	402
		実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	西部・ 北部地区	年間延べ人数	55	125	168	183
		実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	浪岡地区	年間延べ人数	13	10	13	23
		実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

◆第3期計画の量の見込み

(単位：人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	年間延べ人数	983	983	983	983	983	
	実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	
	東部地区	年間延べ人数	371	371	371	371	371
		実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	南部・中部地区	年間延べ人数	376	376	376	376	376
		実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	西部・北部地区	年間延べ人数	206	206	206	206	206
		実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	浪岡地区	年間延べ人数	30	30	30	30	30
		実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保方策（年間延べ人数）		983	983	983	983	983	

※実施施設（4 箇所）：①蛸貝保育園〔東部〕

②病児一時保育所〔南部・中部〕

③こども園青い鳥〔西部・北部〕

④こども園瑞穂〔浪岡〕

(3) 確保方策の考え方

病児保育事業は、仕事などでやむを得ず病児を預けなくてはならない保護者のセーフティネットであることから、教育・保育提供区域ごとに1箇所ずつ設置するとともに、利用ニーズを把握し、引き継ぎ量の見込みに対応した提供体制を確保することとします。

【算出方法（量の見込み・確保方策）】

第2期中の実績にコロナによる影響があったことから、令和元年と令和5年度実績を比較し、実績値の大きい方を令和7年度以降の見込み量としました。

⇒ R1 実績値：983 人日 > R5 実績値：868 人日

11 妊婦に対して健康診査を実施する事業

(1) 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

◇第2期計画の実績

(単位：人・回/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
実 績	受診者(人)	1,476	1,339	1,350	1,228	1,213
	健診回数(回)	17,945	17,305	16,492	15,244	15,073

◆第3期計画の量の見込み

(単位：人・回/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	受診者(人)	1,178	1,136	1,100	1,064	1,031
	健診回数(回)	14,640	14,120	13,674	13,228	12,807
確保方策		実施場所：妊婦健診を実施している医療機関等 実施体制：青森県医師会と委託契約（公立病院は直接契約） 検査項目：基本健診、各種検査等 実施時期：受診票交付の日から出産の日まで				

(3) 確保方策の考え方

現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制を確保できるものと考えており、未受診者に対しては医療機関等と連携しながら支援を行うなど、引き続き全妊婦への受診勧奨に努めます。

【算出方法（量の見込み）】

受診者：令和7年度～令和11年度の0歳児の推計人口を妊婦数と仮定し見込みました。

健診回数：受診者（妊婦数）に、令和2年度～令和5年度の1回目の健診受診率（平均値）を乗じて見込みました。

⇒ $\boxed{\text{R7年度以降の妊婦数（0歳児推計人口）}} \times \boxed{\text{R2～R5の1回目健診受診率（平均値）}}$

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(1) 事業概要

保護者の世帯所得の状況に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等及び副食材料費の一部を給付する事業。

(2) 量の見込み

◇第2期計画の実績

(単位：人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
実績	2	0	0	0	0

◆第3期計画の量の見込み

(単位：人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	26	26	26	26	26
確保方策	26	26	26	26	26

(3) 確保方策の考え

本事業が生活保護法による被保護世帯の子どもに係る補足給付を行う事業であることから、生活保護受給世帯であることを知られたくないという利用者の心情等を踏まえ、施設経由で申請する方法から、利用者が直接申請する方法に変更するなど、第3期より給付を受けやすい方法に見直し実施します。

【算出方法（量の見込み）】

令和2年度～令和5年度の教育・保育施設を利用する生活保護受給利用者数（平均値）に、実費徴収の可能性のある教育・保育施設利用者数の割合（51.0％）を乗じて見込みました。

⇒ $\text{R2～R5年度の生保受給者数平均} \times \text{実費徴収可能性割合}$

13 子育て世帯訪問支援事業〔新規（令和４年児童福祉法改正関係）〕

(1) 事業概要

要支援児童又は要保護児童の保護者、特定妊婦等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業。

(2) 確保方策の考え方

令和６年４月に施行された改正児童福祉法により新たに創設された事業であるため、ニーズ等を把握するとともに、実施場所や方法について調査研究を行っていきます。

14 児童育成拠点事業〔新規（令和４年児童福祉法改正関係）〕

(1) 事業概要

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業。

(2) 確保方策の考え方

令和６年４月に施行された改正児童福祉法により新たに創設された事業であるため、ニーズ等を把握するとともに、実施場所や方法について調査研究を行っていきます。

なお、事業内容のうち「安全・安心な居場所の提供」「学習の支援」を行うものとして、本市では、ひとり親家庭や生活保護受給世帯等の中学生を対象にした「子どもの居場所づくり・学習応援事業」を実施しています。

15 親子関係形成支援事業〔新規（令和４年児童福祉法改正関係）〕

(1) 事業概要

親子間における適切な関係性の構築を目的として、要支援児童又は要保護児童及びその保護者等に対し、当該児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業。

(2) 確保方策の考え方

令和６年４月に施行された改正児童福祉法により新たに創設された事業であるため、ニーズ等を把握するとともに、実施場所や方法について調査研究を行っていきます。

16 妊婦等包括相談支援事業〔新規（令和6年子ども・子育て支援法改正関係）〕

(1) 事業概要

妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付と妊婦やその配偶者等に対し面談等による情報提供や相談等の伴走型相談支援を、効果的に組み合わせて行う事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

◇第2期計画の実績

(単位：人・回/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
量の見込み	妊婦数(人)	1,491	1,355	1,333	1,233	1,194
	面談等回数(回)	4,473	4,065	3,999	3,699	3,582

◆第3期計画の量の見込み

(単位：人・回/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊婦数(人)	1,182	1,140	1,104	1,068	1,034
	面談等回数(回)	3,546	3,420	3,312	3,204	3,102
確保方策		実施体制：保健師、助産師等 実施機関：あおもり親子はぐくみプラザ、健康福祉課				

(3) 確保方策の考え方

令和7年4月に施行される改正子ども・子育て支援法により「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた事業ですが、本市では令和2年から本事業を実施しています。

引き続き、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなげる支援体制の維持に努めます。

【算出方法（量の見込み）】

妊婦数：令和7年度～令和11年度の0歳児の推計人口を妊婦数と仮定し見込みました。

面談等回数：妊婦数に、妊婦1人当たりの面談等回数（3回）を乗じて見込みました。

$$\Rightarrow \boxed{\text{R7年度以降の妊婦数（0歳児推計人口）}} \times \boxed{3\text{回}}$$

17 乳児等通園支援事業（新規（令和6年子ども・子育て支援法改正関係））

(1) 事業概要

保育所等に通っていない子どもへの支援を強化する観点から、満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等への通園支援を行う事業（こども誰でも通園制度）。

(2) 量の見込み及び確保方策

◇第2期計画の実績

（単位：人/月）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込）
実績（定員数）	-	-	-	-	23

◆第3期計画の量の見込み

（単位：人/月）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（定員数）	56	56	56	56	56
確保方策（定員数）	56	56	56	56	56

(3) 確保方策の考え方

令和7年4月に施行される改正子ども・子育て支援法により「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた事業ですが、本市では試行的事業として令和6年度から本事業を実施しています。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するものであり、多様なニーズに対応でき、子育てと仕事の両立に役立つなど子育て世帯の負担軽減につながることから、各施設に事業の実施を働きかけるなど提供体制の確保に努めます。

【算出方法（量の見込み・確保方策）】

令和7年度～令和11年度の0歳6か月～3歳未満の推計児童数から3号認定子どもの数を差し引き、月10時間 を乗じて算出した必要受入時間数を、国が設定した保育所等の1か月当たりの受入可能時間数（8時間×22日＝月176時間）で除して見込みました。※国の手引きに記載されている算出方法

$$\Rightarrow \boxed{(R7 \text{ 推計児童数} - R7 \text{ 入所児童数})} \times \boxed{10 \text{ 時間}} \div \boxed{\text{月} 176 \text{ 時間}}$$

18 産後ケア事業〔新規（令和6年子ども・子育て支援法改正関係）〕

(1) 事業概要

出産後1年未満の母子に対して、助産師が心身のケアや育児のサポート等を行う事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

◇第2期計画の実績

(単位：人・回/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
量の見込み	産婦数(人)	—	—	1,327	1,238	1,207
	利用回数(回)	—	—	41	54	146

◆第3期計画の量の見込み

(単位：人・回/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	産婦数(人)	1,182	1,140	1,104	1,068	1,034
	利用回数(回)	165	160	155	150	145
確保方策		実施体制：保健師、助産師等 実施機関：あおもり親子はぐくみプラザ、健康福祉課				

(3) 確保方策の考え方

令和7年4月に施行される改正子ども・子育て支援法により「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた事業ですが、本市では令和4年度から本事業を実施しています。

産後ケア事業については、助産師が産後に必要な心身のケアや育児サポートを行うことで、母親の育児に関する不安や疲労感の軽減が図られ、安心して子育てができるようになることから、引き続き提供体制の確保に努めます。

【算出方法（量の見込み）】

産婦数：令和7年度～令和11年度の0歳児の推計人口を妊婦数と仮定し見込みました。

利用回数：産婦数に、令和5年度の産婦に占める利用者割合（28％）と利用回数（5回）を乗じて見込みました。

$$\Rightarrow \boxed{\text{R7年度以降の産婦数（0歳児推計人口）}} \times \boxed{\text{産後ケア利用者割合}} \times \boxed{5\text{回}}$$

第5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

1 認定こども園の普及に係る基本的考え方等

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、国は認定こども園の普及を図ることとしていることから、認定こども園に移行したい幼稚園や保育所が円滑に移行できるよう、幼稚園や保育所からの相談に対して助言を行うとともに、必要な人員配置や施設の利用状況等の情報を提供します。

<各年度における認定こども園の目標設置数及び目標設置総数>

【全域】

(単位：園)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標設置数	3	0	0	0	1
目標設置総数(累計)	52	52	52	52	53

【算出方法(目標設置数)】

認定こども園への移行予定について令和6年度に各施設に対し調査した結果(R6.12.1時点)に基づき見込みました

2 幼稚園教諭と保育士等の合同研修に対する支援等

一体的な教育・保育及び質の高い教育・保育を提供するため、市主催で、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業者及び認可外保育施設の幼稚園教諭や保育士等に対する合同研修を実施しており、今後も教育・保育現場の実践に活かせるテーマでの合同研修を継続します。

3 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

本市では、青森市子どもの権利条例（平成24年制定）において、子どもが育ち学ぶ施設の関係者や地域住民は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設や地域が子どもの成長と発達にとって大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重することを大人の責務として規定しています。

子どもの成長と発達を踏まえた支援を行うには、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供していくことが重要であり、幼稚園教諭、保育士はもとより、子ども・子育て支援事業に携わる者の専門性の向上を図ることが重要です。

そのために、関係団体等が行う幼稚園教諭、保育士、子ども・子育て支援事業に携わる者を対象とした研修への支援や幼保連携型認定こども園における保育教諭の確保に向けた資格取得支援等を実施します。

4 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

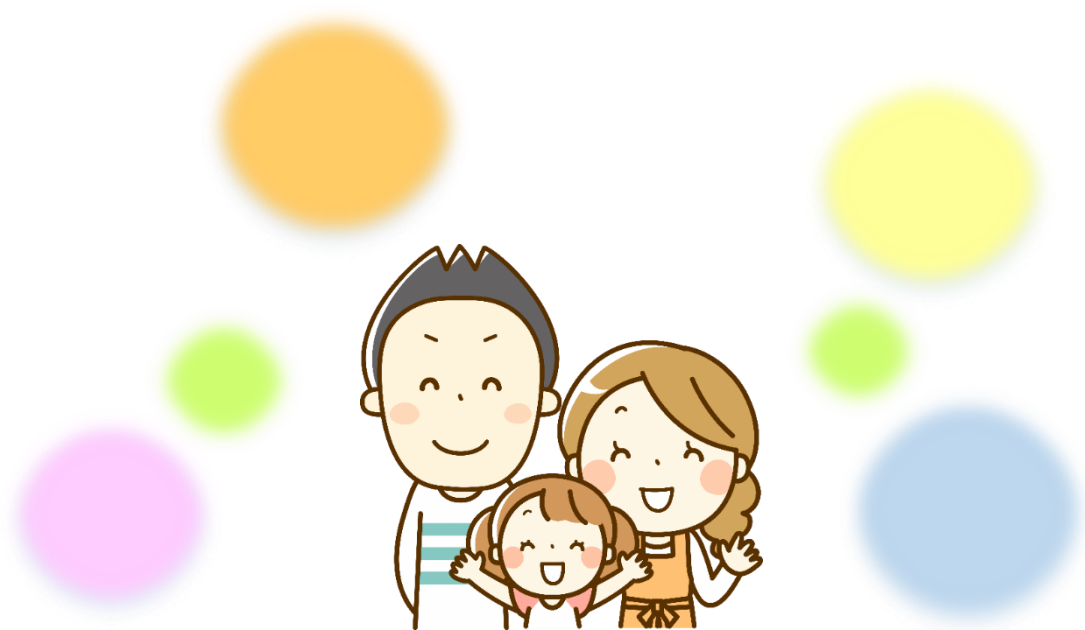
地域全体で子育て支援に取り組むため、あおもり親子はぐくみプラザ及び各地区の地域子育て支援センターにおいて、教育・保育施設及び地域型保育事業者等と連携した取り組みを進めます。

また、幼児期の教育・保育から小学校教育への指導の流れが関係職員の研修や情報交換により一貫したものになるよう、関係機関と協力しながら、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校の連携を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から実施されたことに伴い、子育てのための施設等利用給付制度が創設され、認可外保育施設や幼稚園等の預かり保育などを利用した場合に給付を受けることができるようになりました。

本市では、子育てのための施設等利用給付制度の円滑な実施に向けて、保護者への情報提供をはじめ、施設・事業者への周知に努めるとともに、給付対象となる施設・事業についても、施設の指導監査及び立入調査を実施し、保育の質の確保に努めます。



第3章 資料編

第1 第3期青森市子ども・子育て支援事業計画の策定過程

年月日	事項
令和5年12月11日～ 令和6年1月10日	子ども・子育て支援ニーズ調査実施
令和6年8月20日	令和6年度第1回青森市子ども・子育て会議開催 ・事務局から第3期青森市子ども・子育て支援事業計画の策定について報告
令和7年1月27日	令和6年度第2回青森市子ども・子育て会議開催 ・第3期青森市子ども・子育て支援事業計画（素案）を審議
令和7年2月17日	令和6年度第3回青森市子ども・子育て会議開催 ・第3期青森市子ども・子育て支援事業計画（案）を審議
令和7年3月24日	第3期青森市子ども・子育て支援事業計画を策定



第2 青森市子ども・子育て会議委員名簿

番号	所属等	氏名
1	青森明の星短期大学 准教授	◎ 高橋 多恵子
2	青森市私立幼稚園協会 会員【認定こども園】	○ 和田 律子
3	公募委員	鮎澤 英二
4	青森市保育連合会 理事【浪岡地区保育園】	工藤 知子
5	公募委員	常田 清彦
6	青森中央短期大学 講師【児童福祉専門分科会 会長】	天間 美由紀
7	社会福祉法人宏仁会 理事長【小規模保育事業所】	長根 祐子
8	青森市地域子育て支援連絡協議会 会員	長谷川 直子
9	一般社団法人青森市医師会 会員	松本 香
10	社会福祉法人桜川会 理事長【放課後児童会】	間山 公一
11	青森市保育連合会 理事【青森地区保育園】	三上 省治
12	青森市私立幼稚園協会 会員【幼稚園】	棟方 沢子

※ 名簿は第3期青森市子ども・子育て支援事業計画策定時における委員
(任期：令和6年2月16日～令和8年2月15日まで)

※ ◎は会長、○は副会長

第3 青森市子ども・子育て会議条例

平成二十五年六月二十五日

青森市条例第二十九号

（趣旨）

第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十二条第一項及び第三項の規定に基づき、青森市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 法第七十二条第一項の規定に基づき、青森市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第三条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

一 子どもの保護者

二 子ども・子育て支援（法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者

三 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

四 その他市長が必要と認める者

3 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、第二項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（任期等）

第四条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

3 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 市長は、委員又は臨時委員が前項前段の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとする。

（会長及び副会長）

第五条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、第三条第二項の委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第七条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

6 部会の決議は、これをもって子ども・子育て会議の決議とする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(青森市費用弁償条例の一部改正)

3 青森市費用弁償条例（平成十七年青森市条例第五十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和五年七月条例第一二号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

第3期青森市子ども・子育て支援事業計画（令和7年3月）

発行 青森市福祉部子育て支援課

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号

☎（017）734-5320